

の区域にある歩道を含めた施設を利用する場合は、入山届の提出が必要です。

令和2年3月現在



注) ①仲間川の「展望所」および浦内川の「ウタラ炭鉱跡」は入林届の提出が必要となります。

②また、西表島を横断する「横断道」については、この図面上にありませんが、入山届の提出が必要です。